平成３０年（フ）第１６０号
北海道江別市錦町18番地の１　新栄団地Ｃ棟307号
債務者　茂木　良太
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８２号
札幌市東区北45条東13丁目２番12―103号
債務者　森山　憲光
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５号
釧路市愛国東４丁目22番11号
債務者　坂本　順子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３１号
釧路市春採５丁目８番３号　ハイツ三愛１階Ｂ号室
債務者　五十嵐美帆
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
北海道中川郡幕別町札内豊町33番地の２　エスレイア豊町Ａ号室
債務者　堀　　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
群馬県伊勢崎市下触町1405番地　アビタシオンＮ103
債務者　ラインアップこと　森村　直人
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
群馬県高崎市新町1236番地８　県営135号
債務者　渋谷　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１号
千葉県館山市大賀849番地　磯貝貸家２号
債務者　福田　則子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第２号
千葉県鴨川市京田420番地５
債務者　鈴木　正義
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第３７号
相模原市中央区宮下本町１丁目２番19号　グリーンフラワー201
債務者　柳沢さえ子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第５号
長野県中野市大字片塩12番地
債務者　堀内　寛信
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅11棟406号
債務者　早川　真理
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第２号
愛知県犬山市大字五郎丸字狭間62番地１　ミューズポカホンタス301
債務者　尾関　桂輔
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２３１号
京都市右京区太秦安井柳通町22番地110
債務者　戸田　　功
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
京都市山科区椥辻池尻町14番地18　山科団地西棟1020号、前住所京都市伏見区石田大受町３番地１　ヴィエントだいご505号
債務者　北川　美幸
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
京都市伏見区久我本町11番地21　クレアジオーネ伏見603号
債務者　井辻　絹代
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
京都市伏見区久我本町11番地21　クレアジオーネ伏見603号
債務者　井辻　桂徳
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係